

世田谷区監査委員告示第5号

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月3日

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	阿部能章
同	山口裕久
同	津上仁志

# 公益財団法人 世田谷区保健センター

## 1 指摘事項

公認会計士による会計書類調査において、平成30年度の消費税及び地方消費税に係る金額に誤りがあり、過少に申告・納付されていることが判明した。公益財団法人世田谷区保健センターでは、直ちに税額の再計算を行い、当該年度の修正確定申告及び追加納付を行ったことを確認したが、税の申告に当たって、税額の算定等に誤りがないよう、正確な事務処理をすること。

また、公益財団法人世田谷区保健センターの会計に関する事務処理が、数多くの事業部門別に区分され、さらに事業部門の中に区の指定管理に係る業務とその他の業務の区分があるため、非常に複雑な体系となっている。このため、公認会計士による会計書類調査の際、指定管理に関する業務の収支の調査に必要な資料を抽出し、集計することが容易にできない状況があった。会計事務の正確性や職員の作業負荷の軽減等の観点から、より、簡易かつ迅速に抽出できるよう事務処理を改善すること。

## 2 指摘事項等に対する措置状況

指摘の税の申告に当たって、税額の算定等に誤りがないよう、正確な事務処理をすることについては、最終確認を経理担当職員1名で行ったことにより、数字の誤りに気付かなかったことに起因している。今後はこのようなことが発生しないよう、複数人による確認を徹底する。

指摘の会計に関する事務処理を簡易かつ迅速に抽出できるよう改善することについては、公益法人の財務会計システムが、公益事業と収益事業の各事業の数字を把握することを機能としており、区指定管理事業の区分を一括出力するような仕様となっていないことから生じている。システム改修を行うことは経費的に困難なため、区指定管理事業に係る集計表等を作成し、決算業務や区への報告資料の作成が容易になるよう改善を図る。

# アイカタ株式会社

## 1 指摘事項

区が支出した認証保育所の運営に関する補助金のうち、保育士等処遇改善助成金の交付申請において、当該助成金の対象職員の要件となる「1日6時間以上かつ月20日以上勤務していること」を満たしていない職員が、平成30年4月分の申請時に含まれていた。

また、認証保育所運営費補助金においても、補助金の交付額には影響はなかったが、平成30年度の認証保育所運営費補助金交付申請書に添付された平成30年4月1日現在の「認証保育所職員名簿」に、育児休業中により同月初日に在籍していない職員が記載されていた。

補助金の交付に当たり、算定の基礎となる対象職員等を正確に把握し、補助金の額に誤りがないよう、確認を徹底すること。

## 2 指摘事項等に対する措置状況

指摘の保育士等処遇改善助成金は、交付申請書類と施設が作成した「認証保育所職員名簿」及び雇用契約書、保育士資格証により在籍を確認したうえで交付決定している。補助金請求にあたっては、給与明細、賃金台帳等により当該補助金が対象者に支給されていることを確認のうえ支払っている。

本件の対象職員については、4月1日現在「認証保育所職員名簿」に育児休業中であり対象要件を満たしていないにも関わらず「1日6時間以上かつ月20日以上勤務」する職員として記載されていたため、対象者として補助金を交付した。事業者も有給休暇の取得により4月中旬からの勤務であったとの認識により申請したと説明を受けたが、改めて調査したところ有給休暇の取得は錯誤であり、育児休業中であることが判明したため当該職員分の補助金について、事業者に戻還を求め、返還したことを確認した。

今後は、事業者に対し、当該補助金の制度の主旨及び留意点、手続き方法について周知徹底するとともに、休業者がいる場合には、休業期間を確認できる資料の追加提出を求め、確認するよう改善を図る。